

立川メッツ規約

第1条（目的）

立川メッツ（以下「当チーム」という。）は、野球を通じて、次代を担う学童の健全な体力と精神の養成、および野球技術の向上を図ることを目的とする。

第2条（目標）

立川メッツ目標は、チームワークを大切にし、一戦一戦を全力野球で戦う。

第3条（加盟団体）

当チームは、立川市少年野球連盟に加盟する。

第4条（入団資格）

当チームの入団資格者は、原則として立川市（南砂小学校・第十小学校・大山小学校）および近隣に在住する小学生であって、当チームの活動趣旨および本規約に賛同する保護者の同意が得られた児童とする。

第5条（入団手続きおよび選手資格）

1 当チームに入団を希望する者は、次の手続きを完了しなければならない。

- (1) 体験入団
- (2) チーム所定の申込書の提出
- (3) チーム代表及び理事による入団の承認

2 当チームに入団した者は、第23条に定めるチーム費を納めなければならない。

3 前1項により入団した児童を選手という。

4 選手が卒団したとき、当チームの選手資格を失うこととする。

第6条（チーム編成）

当チームは、選手の学年構成および人数等状況に応じて、チームスタッフの協議により、活動年度毎に次の各号に掲げるチームを編成し、第17条に定める活動に参加する。

- 1 1部 6年生チーム
- 2 2部 5年生チーム
- 3 3部 4年生以下チーム

第7条（役員）

1 当チームに次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 理事 1名
- (3) 総務（HP管理） 1名
- (4) 広報 1名
- (5) 各チーム監督 1名

2 前項各号の役員を兼務することはこれを妨げない。

3 上記の他に相談役、総監督を置くことができる。

第8条（役員を選出）

役員は役員会において選出する。

第9条（役員の仕事）

役員の仕事は次の各号のとおりとする。

- 1 代表は、チームを代表し、行事・活動及び会務を総括する。
- 2 理事は、チーム内の運営等を総括する。また、立川市少年野球連盟の理事を兼ねる。

- 3 総務は、チームのホームページの運営・管理及び更新を総括する。
- 4 広報は、チーム内写真撮影等のPR活動を統括する。
- 5 各部監督は、チーム活動を総括する。

第10条（役員の任期）

- 1 役員の任期は、役員会から次年度役員会までの1年間（以下「活動年度」という。）とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、代表が委嘱し役員会に報告する。
- 3 前項の場合の任期は前任者の任期の残任期間とする。

第11条（執行部）

当チームに次の執行部を置く。

- 1 会計部 2部保護者から選出し、チーム全体の会計業務を担当する。
- 2 活動連絡部 各チーム内のキャプテン父母とし、各活動連絡業務を担当する。
- 3 審判部 チームへの審判技術指導および連盟による派遣審判員を担当する。
- 4 前項各号の執行部は役員と兼務することはこれを妨げない。

第12条（会計監査）

- 1 チームの予算執行内容と収支決算内容の適正を確保するため会計監査を置く。
- 2 会計監査は各チームから指名し、役員会において選任する。
- 3 会計監査の任期の取扱いは、第10条の規定を準用する。

第13条（チームスタッフ）

- 1 各部チームに次のチームスタッフを置く。

(1) 監督は、指導方針および試合運営における専権を持ち、コーチとともに選手を指導し、チーム活動の最終判断を行う。

(2) コーチは、監督を補佐し、選手を指導するとともに、チーム目標達成のため意見具申を行う。また、監督不在のときは監督代行を務める。

- 2 監督・コーチは審判員およびスコアラーを兼務することができる。
- 3 監督・コーチは、現在のチームスタッフの合議により指名し、役員会において選任する。

第14条（保護者支援）

- 1 チーム活動の支援
- 2 活動連絡部の補助
- 3 その他、チームの目標を達成するための活動

第15条（役員会）

- 1 役員会は、役員により構成し、原則として、各大会前1回、その他必要に応じて代表がこれを招集し、次の各号に掲げる事項を付議するものとする。

- (1) 活動方針に基づく、チーム運営に必要な事項の検討
- (2) 役員会の決議した事項の執行に関する事
- (3) その他、役員会の決議を要しない事項の執行に関する事

- 2 役員会は、その3分の2以上が出席しなければならない。ただし、委任状をもって出席とみなす。

- 3 役員会の付議事項は、出席者の過半数で承認される。

第16条 役員会

- 1 役員会は、役員、(必要によりコーチ)をもって構成する。

2 役員会は原則として毎年2月に開催し、次の各号に掲げる事項を付議するものとする。

- (1) 当期事業活動報告
- (2) 会計報告
- (3) 役員を選任
- (4) チームスタッフの選任
- (5) 次年度の活動方針および予定（参加予定大会等）
- (6) その他、チームの活動に重要な事項

4 役員会は出席者数にかかわらず成立し、役員会が特段の意見がなく欠席した場合は、付議事項について議長に一任したものとみなす。

5 役員会の議長は、理事がこれにあたる。

6 役員会の付議事項は、役員会出席者の過半数で承認される。

第17条（チーム活動）

1 各チームは優先順位に従って大会出場の義務を負う。

- (1) 東京都主催大会
- (2) 立川支部主催大会
- (3) ローカル大会

2 各部スタッフの判断において、前項各号に準じる大会およびチーム強化のための練習試合または地域活動等に参加することができる。

第18条（行事）

各チームは、チーム指導者（スタッフ）及び選手との相互の親睦とコミュニケーションを図るため、次の各号に掲げる行事を主催もしくは各チームまたは保護者と共催する。なお、第6号については、必要に応じて開催するものとする。

- (1) 卒団式（2月）
- (2) ボール納め・ボール初め（12月・1月）
- (3) 強化合宿（夏休み期間中を基準とする。）
- (4) 納会・忘年会・新年会（12月・1月）
- (5) 親子野球大会（卒団式時）
- (6) その他のレクリエーション（随時）

第19条（会計年度）

当チームの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第20条（資産の構成）

当チームの会計は、入団選手より納入される入団金・部費（以下、「チーム費」という。）、本チームの事業に伴う収入、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第21条（事業計画及び収支決算）

当チームの事業計画及び収支予算は毎年会計年度開始前に会計が計画し、代表、理事の審議を経て役員会で決定するものとする。

第22条（収支決算）

当チームの収支決算書は、毎会計年度終了後、速やかに各チームの会計が作成して監査の意見を付して役員会の承認を得るものとする。

第23条（チーム費）

- 1 チーム費はチーム運営およびチーム活動にかかる費用に充てる。
- 2 チーム費の額は別途（HP）定めるものとする。
- 3 臨時に多額の費用を徴収する場合もしくはチーム費を改定する場合は、役員会の承認を要する。

第24条（誓約）

役員、チームスタッフおよび保護者は、常に当チームの一員としての品位を保ち、当チームの名誉・信用を傷つけるような行動・言動をしないことを誓約するものとする。

第25条（退部・除名）

- 1 選手はその旨を監督および代表（理事）に届け出て退部することができる。
- 2 選手が次に該当したときは退部したものとみなす。
 - (1) 特段の理由なく第23条に定めるチーム費を12ヶ月以上滞納したとき。
 - (2) 死亡したとき。
- 3 前2項の規定により退部、除名された場合は、その理由の如何を問わず既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

第26条（安全管理）

- 1 当チームは選手の安全確保および健康の保持に常に努めるものとし、活動中の事故の防止、および安全衛生確保のために必要な措置を講じる。
- 2 保護者は選手の身体に異常のある時は、監督に届け出なければならない。
- 3 代表、理事、チームスタッフは、連携を密にして常に選手の健康状態を把握し、チームの活動に支障の無いよう努めなければならない。

第27条（保険加入および事故への対応）

- 1 選手はスポーツ傷害保険に加入するものとする。また、チームスタッフも原則として同様とする。なお、チーム活動中に選手やチームスタッフに事故があった場合は、全て自己責任（当チームは一切責任を負わない）とし、保障は加入保険の範囲内とする。
- 2 選手、役員、チームスタッフおよび保護者以外の者においてチーム活動に起因する事故が生じた場合、チームスタッフは被害者または被害物件の応急処理を行う。

第28条（規約の変更）

当規約は、役員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第29条（解散、残余財産の処分）

- 1 当チームの目的を達成するための活動を継続することが不能となった場合には解散する。
- 2 前項により解散する場合は、役員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 解散の時に存する残余財産の処分については、役員会の議決を得なければならない。

附則

第1条（施行期日）

本規約は令和3年4月1日より施行する。

第2条（選手心得）

当チームに入団する選手は、誇りある立川メッツの一員として次の選手心得を遵守すること。

- (1) 誰に対しても明るく元気に挨拶すること。
- (2) 野球用具は選手の魂なり、手入れは入念にせよ。
- (3) 野球ができることに感謝し、親に感謝せよ。

- (4) 試合に出場する選手は、試合に出場できない選手の想いをプレーで裏切るな。
- (5) チャンスの時は当然のことピンチの時でも笑顔で野球を愉しめ。
- (6) 試合では、諦めることなく最後まで全力でプレーせよ。
- (7) チームメイトと仲良くし、仲間を思いやる心を持って。
- (8) 勉学に励み、学業とスポーツを両立せよ。

第3条 (チーム方針)

チーム方針については、立川メッツ細則に示す通りとし、指導者、選手及び保護者はこれに従うものとする。

- 細 則 -

第1章 指導者

第1条 代表は、理事・その他チームに必要な指導者等の人選を行い、役員会の承認を得る。

第2条 代表は、理事・その他チームに必要な役員等は、立川市少年野球連盟に登録する。

第3条 監督は、コーチを指揮し、選手に野球の基礎と技術の習得を指導し、野球を通じて心身の鍛練とスポーツマンシップの理解に努め規律を重んずる明朗・活発な基礎を養成し、次代を担う少年の健全育成を図るよう指導する。

第4条 コーチは、絶えず監督と練習計画を組む等、監督をサポートする。

第2章 選手

第5条 選手は、立川市少年野球連盟に登録する。

第6条 選手は、指導者の指導に従い、野球の基礎と技術の習得し、野球を通じて心身の鍛練とスポーツマンシップを学ぶ。

第7条 選手の信条は、団結・規律・思いやりを旨とし次の事項に徹する。

- (1) 練習・試合には、最善を尽くして、全力でプレイする。
- (2) 上級生は下級生に対して親切であり、下級生は上級生を尊敬しすべて仲良くする。
- (3) 一生懸命勉強するとともに、健康にも留意する。

第8条 選手は、チームの行事に欠席する場合は急を要するほかは、事前に必ず監督に届け出ること。

第3章 グラウンド・試合

第9条 練習・試合のグラウンド確保については、代表（総監督）に一任し、調整が必要な場合は、各部監督が代表（総監督）と調整する。

第10条 練習試合・大会試合の調整・確定は、各部監督と連絡担当者とし、試合日程等を代表・理事に報告する。

第4章 審判

第11条 立川市連盟大会は、連盟理事が各部の審判調整者と連携を図り、審判を決定する。

第12条 立川市以外の大会及び遠征における審判派遣は、各部で審判を確保して派遣する。

第13条 各部で審判派遣が困難な場合は、各部調整担当者で連携し支援する。

第5章 キャプテン・副キャプテンの選考

第14条 各部キャプテン・副キャプテンは、立川市（南砂小・十小・大山小）を基準とし、保護者の同意が得られない場合は、隣接小学校選手を選出し、役員会の承認を得る。

第6章 オール選手の選考

第15条 チーム内から指定選手を選考する場合は、キャプテンとする。

第16条 オール監督から選考要員として指定された選手は、代表・理事・監督と協議の上、オール選手とする。

第7章 役員会

第17条 本チームは、毎年1回役員会を開くこととし、代表が召集し、理事が議長となる。ただし、必要があるときは役員会承認のもと、臨時役員会を開くことがある。

附 則

本細則は、令和3年4月1日から施行する。